

環境省令第六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、及び独立行政法人環境再生保全機構法を実施するため、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月十日

環境大臣 小池百合子

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 機構法第十条第七号に規定する石綿による健康被害の救済に関する事項

第十条中「これらの」を「これらに」に改め、同条中「公害健康被害補償予防業務勘定を」の下に「、同

項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については石綿健康被害救済業務勘定を」を加える。

附則第九条を次のように改める。

(石綿健康被害救済基金の取崩しの認可の申請)

第九条 機構は、機構法附則第二十九条の規定による石綿健康被害救済基金の取崩しの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 取崩しを必要とする理由
- 二 取崩しの額
- 三 その他必要な事項

附 則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。